

「3」所得から差し引かれる金額に関する事項 (平成28年1月～12月に支払った金額や年末の扶養の状況について)

①雑損控除 (支出した金額が分かる書類 (領収書等) の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。

- ・ (損失額 - 保険、損害賠償などで補てんされる金額) - (総所得金額等の10%)
- ・ 災害関連支出の金額 - 5万円 ※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額 (がれき撤去費用など)

記入例	①雑損控除	損害原因	年月日	④損失額-補てん金額 (災害関連支出の金額)	⑤総所得金額等の10% (災害関連支出の場合は5万円)	10	10000
		地震	28年4月14日	200,000	190,000		

②医療費控除 (支出した金額が分かる書類 (領収書等) の原本の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。(限度額200万) 「支払った医療費」-「高額医療、保険金などで補てんされる金額」-「総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方」

記入例	②医療費控除	⑥支払った金額	⑦補てん金額 (高額医療、医療保険など)	⑧総所得金額等の5%と10万円の少ない方の金額	11	25000
		150,000	30,000	95,000		

③社会保険料控除 ④小規模企業共済等掛金控除 (証明書の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額がそのまま控除になります。(親族が年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。)

記入例	③社会保険料控除	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	国民年金保険料	介護保険料	その他の保険料	12	140000		
		100,000			10,000	30,000				
記入例	④小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	小規模企業共済	支払掛金	100,000	掛金の種類		支払掛金	13	100000

⑤生命保険料控除 (証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」「旧」の記載がありますのでご確認ください)

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料 (新契約のみ) を記入します。契約日が平成23年12月31日以前か、以降かで控除の計算式が違いますので分けてご記入ください。控除の計算式は右のとおりです。計算した結果を控除額欄に記入します。

※新旧混在の場合はそれぞれの式にあてはめて計算し、その合計額を控除とします。ただし、上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で28,000円を超える場合はその額が控除額となります。

【新契約 (平成24年1月1日以降)】

支払額	控除計算式
～12,000円	支払保険料の金額
12,001～32,000円	支払保険料 × 1 / 2 + 6,000
32,001～56,000円	支払保険料 × 1 / 4 + 14,000
56,001円～	28,000円

【旧契約 (平成23年12月31日以前)】

支払額	控除計算式
～15,000円	支払保険料の金額
15,001～40,000円	支払保険料 × 1 / 2 + 7,500
40,001～70,000円	支払保険料 × 1 / 4 + 17,500
70,001円～	35,000円

生命保険料控除の上限額は70,000円

記入例	⑤生命保険料控除	新生命保険料の計	412	15,000	新個人年金保険料の計	415		介護医療保険料の計	414	30,000	64000
		旧生命保険料の計	413	20,000	旧個人年金保険料の計	46	15,000				

⑥地震保険料控除 (証明書の提示または添付が必要です。)

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。控除の計算は右の表のとおりです。

※上限額は25,000円になります。

【地震保険料控除】

支払金額	控除計算式
～50,000円	支払金額 × 0.5
50,001円～	一律25,000円

【旧長期損害保険料控除】

支払金額	控除計算式
～5,000円	支払金額
5,001円～15,000円	支払金額 × 0.5 + 2,500円
15,001円～	一律10,000円

記入例	⑥地震保険料控除	地震保険料の計	15	30,000	旧長期損害保険料の計	49	5,000	20000
-----	----------	---------	----	--------	------------	----	-------	-------

⑦本人該当控除

本人該当控除は右の図のとおりです。

※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。

控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額をご参照ください。

(※分離課税所得がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。)

種類	内容	控除額
一般寡婦	・ 夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族または、他の者の扶養になっていない生計を一にする子 (所得38万円以下) がある場合 ・ 夫と死別後婚姻をしておらず合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
特別寡婦	夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず扶養親族である子がいる場合でかつ合計所得金額が500万円以下の場合	30万円
寡夫	妻と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず、他の者の扶養になっていない生計を一にする子 (所得38万円以下) がある場合でかつ合計所得金額が500万円以下の場合	26万円
勤労学生	大学、高校または専修学校などの学生で合計所得金額が65万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円

記入例	⑦本人該当控除 (該当に○を付けてください)	寡婦 (離婚・死別)・寡夫・未婚	身体・精神・療育 (4級)・認定 (特・普)	16	260000
		勤労学生 (学校名)			

⑧配偶者控除 ⑨配偶者特別控除

配偶者控除は昨年の合計所得金額が38万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。控除額は以下のとおりです。

- ・ 一般の配偶者…33万円 (S22.1.2以降生まれ)
- ・ 老人 配偶者…38万円 (S22.1.1以前生まれ)

※障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除額が加算されます。

控除額は裏面の⑩扶養親族欄の金額をご参照ください。

配偶者特別控除は合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。

控除額は右のとおりです。

《配偶者特別控除表》

配偶者合計所得金額	控除額
380,001～449,999	330,000
450,000～499,999	310,000
500,000～549,999	260,000
550,000～599,999	210,000
600,000～649,999	160,000
650,000～699,999	110,000
700,000～749,999	60,000
750,000～759,999	30,000
760,000～	0

記入例	⑧配偶者控除	氏名	生年月日	同居・別居	身体・精神・療育 (級)・認定 (特・普)	17	330000
		熊本ひばり	明大平 24年1月1日	(同)・別			
記入例	⑨配偶者特別控除	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	収入金額	合計所得金額	18	